

## 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

### 1. 改正の趣旨

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年度法律第47号。以下「子子法改正法」という。）により、児童手当等の支給に要する費用に充てるために、政府は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）第71条の2第5項に規定する健康保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされた（子子法第71条の3第1項）。また、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第39条第1項に規定する保険者等は子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を徴収すること等とされた（健保法第155条第1項等）。
- 本省令案において、子子法改正法の一部の施行（令和8年4月1日施行分）に伴い、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。）及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年厚生労働省令第144号）について、所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 健保則については、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、健康保険組合及び全国健康保険協会が義務づけられている保険料等の納入告知に、子ども・子育て支援金額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ健保法第160条の2第1項の子ども・子育て支援金率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加える等の必要な規定の整備を行う。
- 船保則については、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、全国健康保険協会が義務づけられている保険料等の納入告知に、子ども・子育て支援金額を加える。
- 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令については、子子法改正法の一部の施行に伴う必要な規定の整備を行う。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 健保法第7条の41、第160条の2第2項及び第175条
- 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第33条及び第64条の10
- 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第44条 等

#### 4. 施行期日等

- 公布日：令和7年11月下旬（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日